

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 中条ショッピングセンター  
所在地 胎内市野中宇江下347-4 外  
設置者 株式会社ウオロク 他3者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 中条ショッピングセンター  
(変更後) 中条ショッピングセンター
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名  
(変更前) 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
(変更後) 中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟市中央区鑑二丁目14番13号 他2者  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟市中央区鑑二丁目14番13号 他3者
- 3 変更年月日
  - (1) 令和7年1月9日
  - (2) 令和4年3月17日
  - (3) 令和3年5月22日
- 4 変更の理由
  - (1) ショッピングセンターとしての名称が確立したため。
  - (2) 設置者の代表者の変更が生じたため。
  - (3) 小売業を行う者に変更が生じたため。
- 5 届出年月日  
令和7年1月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和7年2月12日から令和7年6月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp